條

◇鳥取縣條例第二十二号

施行條例の一部を次のように改める。 昭和二十三年八月鳥取縣條例第五十五号風俗営業取締法

昭和二十五年五月二日

尾 愛

治

鳥取縣知事

第二十九條の次に次の一條を加える。 風俗営業取締法施行條例中改正條例

第三十條 この條例により公安委員会がなす営業の許

可には、取締上必要と認めるときは條件を附するこ とができる。

この條則は公布の日から施行する。

規

則

第二 千五年 Ŧî.

鳥坂縣公報

火每 金週

曜日発行(特日=當ル)

百月 四二 号日

◇鳥取縣規則第二十八号

昭和二十五 年

五.

月

日

ハ関矩規格A五

火

曜

H

Ŧ

百

四

号

鳥取縣木炭檢査料納付手続規則を次のように定める。 昭和二十五年鳥取縣木炭檢査條例第七條の規定に基い 7

昭和二十五年五月二日

鳥取縣知事 西

尾

愛

治

鳥取縣木炭檢査料納付手続規則

第一條 本縣の木炭檢査料納付手続については、昭和二

條例という。 十五年鳥取縣條例第十八号鳥取縣木炭檢查條例(以下)によるほかこの規則の定めるところに

第二條 よる。 條例第七條第二項の証箋(以下証箋という。

參 次の種類により出納長の印を押しこれを発給する。 円

は、

べに色

あい色

四

証箋は、 知事が指定する証箋元売捌人(以下元

第三條

(第三種郵便物認可)(昭和四年四月十五日)

 2

を限りこの規則により定めたものとみなす。

附

1

証

箋

七分

四分五日

売捌人という。) 及びその者が認可を受けておく証箋

捌人に対し小売人をおくところを指定することができ とする。但し、知事が必要ありと認めたときは、元亮

2、前項の指定を受けようとするもの又は認可を受けよ

ならない。 うとする元売捌人は、 申請書を知事に提出しなければ

第四條 元売捌人に交付する証箋は、額頭金額の百分の 七を控除した額とし元亮捌人は、証箋の額面金額の百 なければならない。 分の三、五を控除した額をもつて小売捌人に売り渡さ

第五條 箋を備え 証箋元亮捌人並びに小売人は、常に適当量の証 需要者の支障とならないよう売り渡さなけ

書によりその代金を納付しなければならない 請求書を知事に提出し、 元売捌人は、 証箋の交付を受けようとするとき 知事の発給する納額告知

小売人(以下小売人という。)に売捌を行わせるもの 第七條 ることができない。 破損义は、汚染した証箋は、 販売し又は使用す

第八條 た証箋は、 箋又は証箋の取扱を廃止したため売り渡し未済となつ この規則改廃のため使用することのできない証 不用となつた日から一箇月以内に限りこれ

第九條 元賣捌人は、証箋受払簿を備え、鳥取縣木炭檢 査吏員の請求があつたときは、 を返還することができる。 これを提示しなければ

ならない。

第十條 示しなければならない。 元売捌人及び小売人は、 その売捌所に標識を掲

第十一條 この規則により取扱う証箋、 標識及び書類の

様式は、 附表による。

第十二條 ら施行する。 との規則は、 鳥取縣木炭檢査條例施行の日か

第十三條 縣林産物等手数料規則は、 昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十七号鳥取 廃止する

前項の規則で定めた元売捌人及び小売人は、 一箇月 3 第三條の認可申請書 木炭檢查証箋小亮人設置認可申請書

小売人の売捌範囲 小売人の住所及び氏名

右認可を受けたいから申請いたします。 三、小売人設置の理由

住

所

氏

名

Ø

宛

知

2

第三條の指定申請書

住所及び氏名(法人にあつては名称)

木炭檢查証箋元亮捌人指定申請書

Ξ

職

元亮捌所設置箇所

四、資産の狀况

右元亮捌人の指定を受けたいから申請致します。

住

所

第六條の請求書

4

種 右交付を受けたいから請求いたします。 别 種 木炭檢查証箋交付請求書 量 代 金 (百分の一 七額 差引純代金

名

月

日

氏

昭和二十五年五月二日

鳥取縣公報

第二千百四号

事

(第三種郵便物認可)

=

所

農地調整ニ関スル

町村農地委員会指導監督ニ関スル事項

町村農地委員会補助金ニ関スル事項 農業協同組合ノ育成指導ニ関スル事項

氏

(FI)

第三種部便物認可)

◆鳥取縣訓令甲等五号

疔

所 般

証箋の種類ごとに一口座を設けること 碊 三寸 三分 高 第二條中「農地係」を「農地係 十日から適用する。 処務規程の一部を次のように改正し昭和二十五年四月二 昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十五号鳥取縣地方事務所 日野各地方事務所ニ限ル)」の次に「農地開拓係(岩 方事務所ニ限ル)」に改め、 昭和二十五年五月二日 鳥縣取知事 地 西 方 「農地係(東伯、 (東伯、 西伯、 日野各地

年月日

要

受

高

払

髙

5

証箋受払簿

木炭檢查証箋受払簿

事

宛

6

第十條の標識

尺五寸

 \bigcirc

鳥取縣木炭檢查証箋元亮捌所

美、八頭、氣高各地方事務所ニ限ル)」を「耕地係」

西伯、

の次に「開拓係(東伯、

西伯.

日野各地方事務所三限

(注意)

第四條中農地係の項を次のように改める。 農地係 ル)」を加える。 (東伯、西伯。 日野各地方事務所)

農地制度改革推進=関スル事項

自作農創設特別措置法実施の関スル事項

*

訓

令

小壳人 住 所以縣本炭檢查証箋小壳所

氏名

同條耕地係の項の次に次の一項を加える。 開拓地ノ営農指導ニ 関スル事項

- 開拓係(東伯、 未墾地取得管理処分事務ニ関スル事項 西伯、 日野各地方事務所)
- 開墾ニ関スル事項

農地開拓係(岩美、

八頭、氣高各地方事務所)

- 事項 開拓地ニ於ケル道路用排水等基本施設 龑 ス
- 関拓者資金融通ニ関スル事項

農地調整ニ関スル事項

町村農地委員会指導監督ニ関スル事項

自作農創設特別措置法実施ニ関スル事項

農地制度改革推進ニ関スル事項

- 入植指導ニ関スル事項
- 開拓地ノ居住及文化施設ニ関スル 事項
- 開拓地ノ営農指導ニ関スル 事項

告

示

◇島取縣告示部二百二十七号

定める。 鳥取縣母子鴈祉対策福祉生学資金貸与規程を次のように

事項

開拓地ニ於ケル道路用排水等基本施設ニ関スル

開墾ニ関スル事項

未墾地取得管理処分事務ニ関スル事項 農業協同組合ノ育成指導ニ関スル事項 町村農地委員会補助金ニ関スル事項

開拓者資金融通ニ関スル事項

入植指導ニ関スル事項

昭和二十五年五月二日 鳥取縣知事 西

尾

變 治

Ŧi,

鳥取縣公報

第二干百四号

開拓地ノ居住及文化施設ニ関スル事項

昭和二十五年五月二日

(第三種郵便物 認可

昭和二十五年五月二日

第一條 中学校及び新制高等学校に在学し身体强健で修学能力 を有し品行方正な母子福祉対象世帯の子女であつて 鳥取縣母子福祉対策福祉生学資金貸与規程 との現程によつて学資金を貸与する生徒は新制 学)

資の支辦が困難と認められる者でなければならない。 福祉生という。 この規程によつて学資金を貸与せられた生徒を

情などを参酌して定める。 制高等学校で月額五百円以内とし本人の希望家庭の事 学資金は新制中学校で月額コ百五十円以内、 新

第四條 の修業期間とする。 学資金を貸与する期間はその学校における正規

第五條 らない。 左の書類を添え市町村長を経て知事に願出なければな 福祉生希望者は第一号様式による福祉生願書に

第二号様式による在学学校長の推薦書

第三号様式による市町村長の推薦書

福祉生寂書には本人の保護者を連帶保証人とし連署し

なければならない

第六條 福祉生は母子福祉対策審議会の惠見を聞き知事

がこれを定める。

知する。 知事が福祉生を定めたときは市町村長を経て本人に通

第七條 を知事に提出しなければならない。 福祉生は在学々校長を経て每学年末学業成績

第八條 学々校長を経て直ちに知事に届け出なければならない。 福祉生は左の場合には連帶保証 人と連署の上在

二、本人又は連帶保証人の身分住所その他重要な事項 に異動があつたとき。

轉学又は退学したとき。

第九條 とができる。 特別の事情があるときは、 学資金は毎月在学々校長を経て交付する 数月分を合せて交付するこ 但

特別の事由が生じたときは学資金の 額を変更す

福祉生は市町村を経て学資金の減ら又は辞退を申

ることができる。

できる。 られるときはその理由を具し、知事に涌報することが、が顧祉生たること並びに学資金貸与額が不適当と認め ることができる。市町村長又は、 られるときはその理由を具し、 在坐 々校長は福祉生

第十一條 福祉生が休学したときはその期間の学資金は

交付しない。

第十二條 これを廃止する。 たとき並びに福祉生として適当でなくなつたときは、 込がないと認めたとき又は学資金を必要としなくなつ 学資金は福祉生が種々の事由により成業の見

返還してもよい。 返還しなければならない、但し全額又は一部を一時に 年賦で五年、十年、 学資金は卒業の月の六箇月後から月賦又は伴 十五年のいづれかの期間に全額を

学資金の貸与を廃止されたときはその月の六箇月後 ら前條に準じて学資金を返還しなければならない。 福祉生が退学し又は学資金を辞退し若しくは

但し特別の事由があるときは別段に返還方法を指示す

第二千百四号

昭和二十五年五月二日

第十五條 人と連署して在学々校長を経て所定の学資金借用証書 しなければならない。 福祉生は卒業前に第四号様式による連帶保証

ばならない。 できないときは連帶保証人又は家族から届け出なけ なければならない。但し本人が疾病などのため届出 人又は連帶保証人に異動のあつたときは直ちに届け出 福祉生であつたものは学資金返還完了前に本

を猶予することができる。 たときは本人の申出によりその在学期間学資金の返還 福祉生であつたものが更に上級学校に進学し

困難な者には顧出によつて相当の期間その返還を猶予 し或は学資金の全額又はその一部を発除することがで 疾病その他正当の事由のため学資金の返還が

第十九條 を遅延したときは日歩錢の延滯利息を徴收する。 正当と認められる事由がなくて学資金の 部一

号様式

×印は記入しない 入しない

恶

ďп

箍

田 名

生年 国国

升

Э

Ш

T,i

X 受番 付号

鳥坂縣公縣

昭和二十五年五月二日

にこれを定めるものとする。 返還が困難と認めたときはその返還方法については別 一十條 社会事情或は経済事情の変動等により貸与金

本及び学資金借用証曹を在学々校長を経て直ちに知事 に届け出なければならない。 福祉生が死亡したとき連帯保証人は戸籍抄

連帶保証人又は家族は戸籍抄本を町村長を経て直ちに 福祉生であった者が学資金返還完了前に死亡したとき 知事に届け出なければならない。

第二十二條 完了前死亡したときは学資金の全部又は一部の返還を 福祉生义は福祉生であつた者が学資金返還

福祉生又は福祉生であつた者が学資金返還完了前死亡 発除することができる。

すべき事由のあるときは学資金の一部又は全部の返還 を発除することができる。 しその返還の責任者たる連帶保証人の家庭に特に考慮

前各項の措置を講する場合は知事は母子福祉対策審議

tà

第二十三條 ればならない。 を具申し市町村長の証明書を添えて知事に提出しなけ 前條の場合は連帶保証人又は遣族から事情

第二十四條 策審議会の意見をきゝ決定する。 この規程の実施に必要なことは母子福祉対

ら適用する。 この規程は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日か

中高等学校福祉生願書 氏 みりがな 学資についての希望 現住所 * 抗 麁 在学《校 審 借用証書提出 决定番号 中学校の時迄福祉生であったか否 所在地 自下学 宅宿寮 谷子 業定 沦 察 直昭和 月額 品 昭和 柏 쩷 H 昭和 月)重月)元 X决番生月定号 定号 年日 淮 関でつい記人す 市郡 窜 坟 ON DA \mathbb{H} 专月 正確 严华 \mathbb{H} 本人及家族の職業の人 出願者家 扱の人間 及年令 証人 連帶保 父母へ 田 天谷 祖祖父母 職業 続柄 林籍 現住 1/2 K 本人との続柄 줐 张 出 続柄 年收 椞 菜 牟 华校学年 職業

年令

(確保企)

五年五月二日

カ

(第二号樣式) 嶌 調 推 福祉生 丼 0 学校長所見 夷 益 成 商 校名 袱 本 学年 造 學 前を挙年 事件 批 严 প্রা 馬 民给 福祉生 雹 松华 12 垩 希望する理由 囯 촳 生年 HI 赛 鳥取縣知事 連帶保証人 臣 年在学中 年 月 昭和 併 跖哲 責任学校長氏名印 連帶の責任を負うことを替約します。 資金返還その他の義務についても規程に従い兩名 追って御許可の上は福祉生としての本分を勿論学 学科平均 上46 for 何位下の人へと記句上八くと記録中からことを関するとのである。 1 Dill 学資金の御賞与を受けたる私ども連署して御願申し上 鳥取縣母子福祉対策上の貧金制度による福祉生として X印は記入しないこと 18

鳥坂縣公報

第二千百四号

昭和二十五年五月二日

(第三種郵便物認可)

1

第二千百四号

昭和二十五年五月二日

(第三種郵便物認可)

(第三号樣式) 村町 巴 加 長村町市 由理薦推 見所員 프 担当兒童委員 委童兒 額総別 £. その他 况狀業職 入收年 完 屋敷坪数 家賃 自家 借家 住居総定呼教 その他 斗字 先 盗 所有面積 田 產 小作分 畝) 內自作分 য় 耕作面積(貧 况 获 名羊合職業務柄氏 名字職業 統所民 月生 田本 人名人 調書 萬 推 社 生 醽

(第四号樣式) ます。 鳥取縣知事 ては規定に遵い下名兩人連帶を以て別記学資金返還明細書の通り滯り無く返還致し 福祉生として頭書の学資金御貸与を受けましたが今般卒業することになりました就 金 後日の爲本証書を差出します。 昭和 福 祉 生 学 H 殿 円 資 也 金 借 学校長 市町村長 連帶保証人 本 用 証 書 私 印 印 印 印

鳥取縣公報

第二十百四号

昭和二十五年五月二日

(第三種郵便物認可

=

第二千百四号

昭和二十五年五月二日

第三種郵便物認可)

땓

返還期間 半 毎 月 賦 額 返還総額 番决 号定 送金方法 保帶 連 本 返還期日 現住所 本 現住所 氏 本 昭 籍 籍 名 × 华每 年年 至自 昭昭 和和 の連絡場所を記入の 第 福 職業 祉 号 生 月月 氏名 年年 月生日年 学 円 円 年收 資 年 日日 金 月月 月 返 錢 錢 Н 選 校学又就 名希は職 ・ 望入先 地所 名 称 貸与総額 貸与期間 貸与月額 貸与種別 備 眀 參 考 考 学校名 至自 昭昭 和和 学校 円 学校分 月月 錢 錢 科

0	028	8
農業災害補償法第百二十條の二の規定に基き任意共済に	◇鳥取縣告示第二百二十八号	The second secon

対する共済金額及び共済掛金率並びに賦課率等を次のよ

うに定め昭和二十五年度から適用する。

改訂し公布の目から施行し昭和二十五年度から適用する。 おける家畜診療点数表における一点の價格を次のように 農業災害補償法第百十五條の規定に基き疾病傷害共済に

昭和二十五年五月二日

鳥取縣知事

尾

◇鳥取縣告示第二百二十九号

昭和二十五年五月二日 鳥取縣知事

共済金額

西

尾

愛

治

円を二十五円に改める。

疾病傷害共済における点数表による一点の價格四十

級に分つものとする。 共済金額の最高額を一 棟につき二十万円とし次の四階

五万円

建

共済目的

一五万円 一〇万円

二〇万円

同 同

共済金額

考

◇鳥取縣告示第二百二十号

鳥取縣薪炭販売業者届出制実施要綱を次のように定める。

昭和二十五年五月二日

鳥取縣知事 西

鳥取縣薪炭販壳業者届出制実施要綱

尾

愛 治

せて国の要請する薪炭需給報告の責を果すため薪炭販 薪炭の販売の実態を把握して斯業の発展を図り併

掛金率

台連合会分 縣農業共済組 製

済町

7 村農業 本

計

備

考

第

 $\overline{1000}$

 $\overline{1000}$

0.5

1000

4.8

 $\overline{1000}$

 $\vec{\ }$

共済掛金率

とする。 (以下販売業者とい 50 の届出制を行うもの

売業者

(第三種郵便物認可)

鳥取縣公報

第二千百四号

昭和二十五年五月二日

五.

樣式第一号

責任

鳥以縣公報

第二千百四号

販売業者は消費者とみなす。

生産販売とは、

生産者が直接消費者(縣外の薪炭

昭和二十五年五月二日

え売り渡す場合をい

第二 この要綱に 炭にあっては一 ガス用新にあつては三瓲以上を買取販売(販売の委託 を含む。)又は生産者が直接消費者 おいて販売業者とは、 五. 随 第二千百四号 普通新にあつては四〇層積石 (縣外の販売業者 昭和二十五年五月二日 年間において木

第三販売業者は、 経て地方事務所長に提出するものとする。 る届出書(二通)を営業所ごとに担当木炭檢査吏員を この要綱施行の日現に存する販売業者は、 次に定める期間内に様式第一号によ こ の

綱施行の日から十五日以

この要綱施行日後において販売業者となつたるの その業務を開始してから一週間以内

第四 台帳は、 共に届出書一通に台帳登載の番号及び年月日を記入し たときは、その内容を調査して内容が事実に相違ない て責任者の印を押して届出者に返戻する。 と認めた場合は 地方事務所長は、 地方事務 様式第二号による台帳に登載すると **所に設置 するものとする。** 前項による届出書の提出があつ

> 第五 合は、遅滯なくその旨文書をもつて担当木炭檢査更員 一、氏名(法人にあつては名称)又は住所を変更し を経て地方事務所長に届け出るものとする の業務を廃止したとき乂は次の事項に変更を生じた場 第三項により届出したもの は 届出後において た

(第三編郵便物認可)

大

は消費者とみなす。)え売り渡すものをいう。

二、営業所の位置を変更したとき とき

第六 四項と同様の手続を執り整理するものとする。 地方事務所長は、 前 項の届出があつた場合 は 第

第七 より翌月五日までに知事に報告するものとする。 地方事務所長は、 毎月の届出狀况を様式第三号に

炭需給についての報告書を様式第四号によりその月の 二十五日までに担当木炭檢査吏員を経て地方事務所長 販売業者は、前月二十一日より当月二十日迄の薪

第九 に提出するものとする。 この要綱は、 公布の目から施行する

て販売(販売の委託を含む。 買取販売とは、 生産者乂は販売業者か ~ するものをいう。 ら買取 0

別葉とすること。 届出書は、木炭、 普通新 ガス用薪の各種別毎に

三、数量は すること。 **木**炭,

ガス用新は瓩、

普通新は層積石と

登 番 号 載 年 月 日

=

販売の実態

住所又は営業所の所在地

氏名父は名称

薪炭販売業者届

種別

縣 內 予年 縣外屋間

量是

販生 **売**産

考

樣式第二号

ガ普木 ス通 用新装炭 販売業者登載台帳

番号年月日 所営住所在業人 地所は 名称予定数量の氏名又は年間販売

販買 司 **壳**取上

规生 売産分

備

考

二、数量は、 台帳は、 木炭 木炭 普通 75 ス用薪は瓩、

地方事務所長

届け出で致します。

月

住

所

氏

名

(A)

注

意

新

ガス用薪別に作製す

る

ح

普通新は層積石と

鳥取縣新炭販売業者届出制実施要綱第三項により

すること。

t

(第三種郵便物 觀可

鳥取縣公報	- FeE	=	用が一普	木 □	£.F.		Fiel for	
公報	種別		用ガ 普 薪ス 薪 通	炭別	種	一、	 別種	1
第二千百四号 昭和二十五年五月二日	工 場 居 宅 産地倉庫産地車付 計	当月末在荷数量		計	緊 た	当月壳渡数量	本本名より買取数量:販売業者より買取数量: 大小。 小部郡 外小。 小部郡 外小。 小部郡 外小。 小部郡 外小。 小部郡 外小。 小部郡 外小。 小部郡 小小。 小部郡 小部郡 小小。 小部郡 小部郡 小小。 小部郡 小部郡 小小。 小部郡 小部郡 小小。 小部郡 小部郡 小部郡 小部郡 小部郡 小部郡 小小。 小部郡 小部郡 小部郡 小小。 小部郡 小小。 小部郡 小部郡 小部郡 小和郡 小部郡 小郡 小	
(第三種郵便物認可)	産地駅頭 消費地 合 計			那% 計 計 合 縣° 縣° 計 合	縣外			\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
九								
								f.

2 1	<i>,</i>		The state of the s
*		当月買入数量	212
		月分新炭需給報告	10 dda 119
		事務所長宛	— 地 方
	名唧	氏	
		住所	
		年 月 日	urt personal variation of the second
			樣式第四号
			The second secon
		,	
			同
			普通等
地方事務所長	知 事 宛		同
	年月日		木炭
	告する。	(管頭角)(全乘)縣內縣外,販売)販売]	
度実施要綱第七項	鳥取縣薪炭販売業者届出制度実施要綱第七項により報	生 医 医 所	種別一等載發載
		新炭販売業者届出狀况報告 河	
	薪ス	用力	樣式第三号
一八	(第三種郵便物認可)	第二千百四号 昭和二十五年五月二日	島三縣公報

	昭和二十五年五月二日郑行昭和二十五年五月二日印刷		本 注 意 本 炭 一 、 数量は、 木 炭 目 表 は、 木 炭 目 表 は、 木 炭 カス 用 素 炭 炭 カス	鳥汉縣公服
	鳥収		東	第二千百四号
	縣 公 報		とは、その月の二十日現在のようなは、その月の二十日本の1000年日本	昭和二十元年五月二日
	第三種郵便物認可)		でをいう。	_
	與 発 行 鳥 取 縣 鳥 斯縣 鳥		養石とすること。	第三998更勿忍可)
-	鳥取鳥取 取 町 町 取 和			= 5
	朝新	•		